

信州安保法制違憲訴訟・最高裁判所第一小法廷決定に対する声明

2024年4月26日

信州安保法制違憲訴訟原告団・弁護団

新安保法制が日本国憲法に違反し、上告人らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権、安定した立憲民主政に生きる権利・利益等を侵害するものとして、国に対して損害賠償を求めた信州安保法制違憲訴訟において、最高裁判所第一小法廷・深山卓也裁判長は、令和6年4月25日、上告人らの上告・上告受理申立てを退ける決定を行った。

その理由として、本決定は、上告について、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」、上告受理申立てについては、「本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」という定型のものを述べるのみである。

しかし、本件訴訟では、多くの憲法学者や歴代の内閣法制局長官経験者らが「一見きわめて明白に違憲」であると評した新安保法制法につき、その違憲性が正面から問題となったものである。それを実質が事実誤認又は単なる法令違反を主張するものなどという定型文により切って捨てた今回の最高裁の判断は、憲法を無視し、破壊するに等しい行動をとった政府に迎合し、司法としての役割を完全に放棄した不当決定であると断じざるを得ない。

本決定により、立法・行政・司法の三権による権力分立のもと、特定の権力による暴走を食い止めるという三権分立の理念が完全に絵に描いた餅であったことが明らかとなり、さらなる権力による暴走が極めて現実的なものとして危惧される。それは安定した立憲主義により保障されるべき、私たち市民がよって立つ生活の基盤を根本から揺るがされることになりかねない。

司法による立法府・行政府へのチェック機能が十分果たされない状況にあるという残念な現実を見据えながら、しかし諦めることなく、今後、市民として、立憲主義を守るためにどのような行動が必要であるか、一人一人が考えていく必要がある。

私たちは、本最高裁の不当決定に対し強く抗議すると共に、日本が二度と戦争の惨禍に見舞われないよう、立憲主義を守り、憲法の理念である平和主義を擁護するため、これからも粘り強く闘い続けることをここに表明する。